

【事業の経緯】

別添資料1

砂防-2 西郷地区急傾斜地崩壊対策事業の経緯

審議経過	再評価の理由	工期		事業費 (億円)	B/C	概要
		着工	完了			
当初 (H22)	—	H22	H29	3.3	1.38	法面工 A=6,000m ² 現場吹付法砕工 A=5,300m ² 現場打法砕工 A=700m ² 擁壁工 L=70m
第1回審議 (H29: 今回)	社会経済情勢の変化	H22	H29	3.3	1.41	法面工 A=6,000m ² 現場吹付法砕工 A=5,300m ² 現場打法砕工 A=700m ² 擁壁工 L=70m

事業再評価調書

事業名	急傾斜地崩壊対策事業	地区名	西郷	所在地	佐世保市
評価年度	平成29年	事業主体	長崎県	担当部課名	土木部砂防課

事業概要	(1) 事業目的 西郷地区急傾斜地崩壊対策事業は、佐世保市の西部に位置しており、平成11年6月豪雨の際には斜面崩壊が発生している。一連の斜面下には人家12戸及び1級市道楠ノ浦浅子線が存在し、土砂災害が発生した場合、被害は甚大なものと予想されることから、対策工事を実施することで被害を未然に防止するものである。						
	(2) 主な事業内容 (前回)						
	法面工	A=6,000m ²	(6,000m ²)				
	現場吹付法砕工	A=5,300m ²	(5,300m ²)				
現場打法砕工	A= 700m ²	(700m ²)					
擁壁工	L= 70m	(70m)					
着工年度		前回再評価年度	計画変更年度	完成予定年度			休止期間
H22		—	—	着工時	前回再評価時	計変時	再評価
H22		—	—	H29	—	—	—
事業費	全体事業費(千円)				前年度まで	進捗率	
	着工時	前回再評価時	計画変更	再評価時	(千円)	(%)	
	330,000	—	—	330,000	4,300	1.3	

事業の進捗	(1) 整備効果の発現状況(供用開始など) 平成22年に設計のみを実施している。										
	(2) 未着工及び工事遅延等の理由及び解決の見通し 地元から事業要望があり、同意書がまとまったため、事業を開始した。設計を実施し、再度地元へ計画を説明したところ、追加要望範囲の地権者2名より同意書の書式等に不信があり同意ができないとして、事業が休止している状況である。										
	(3) 関連事業の整備状況 特になし										
				評価	AA	・	A	・	B	・	C

社会・経済等の情勢及びその状況変化	(1) 地元(受益者、市町村等)の意向 地元の要望は強いが、一部地権者の同意が困難である。										
	(2) 自然や生活環境保全の観点で特記すべき事項 特になし										
	(3) 事業が地域に及ぼす効果 保全対象として市道・人家が密集しており、これらを保全することにより国民の生命を保護するものである。										
	(4) 事業に関連する評価・指標等										
		当初	再評価時	評価	備考						
必要性	受益戸数	11	12	○							
	公共施設	市道210m	市道210m	○							
重要性	地元要望の有無	有	有	○	一部未同意						
緊急性	緊急度合			高							
経済性	投資効果	1.38	1.41	中							
				評価	AA	・	A	・	B	・	C

[土木部としての総合評価と対応方針]			
総合評価	事業継続	事業見直し継続	休止
			中止

総合評価に係るコメント
 交渉を進めたものの、事業同意が得られないため、事業の中止を行う。

平成29年度 長崎県公共事業評価監視委員会

詳細審議 再評価対象事業

砂防-2 西郷地区急傾斜地崩壊対策事業 (急傾斜地崩壊防止施設)

長崎県

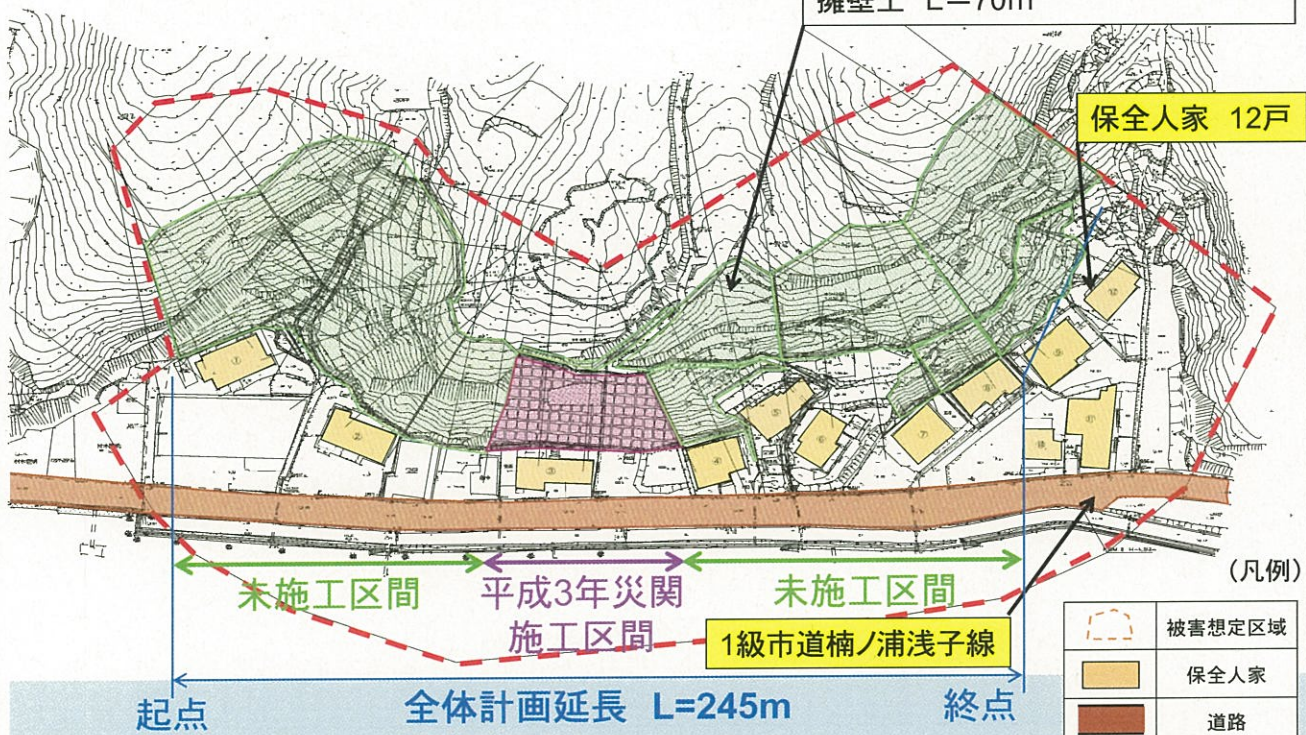
1

事業概要図

【事業概要】

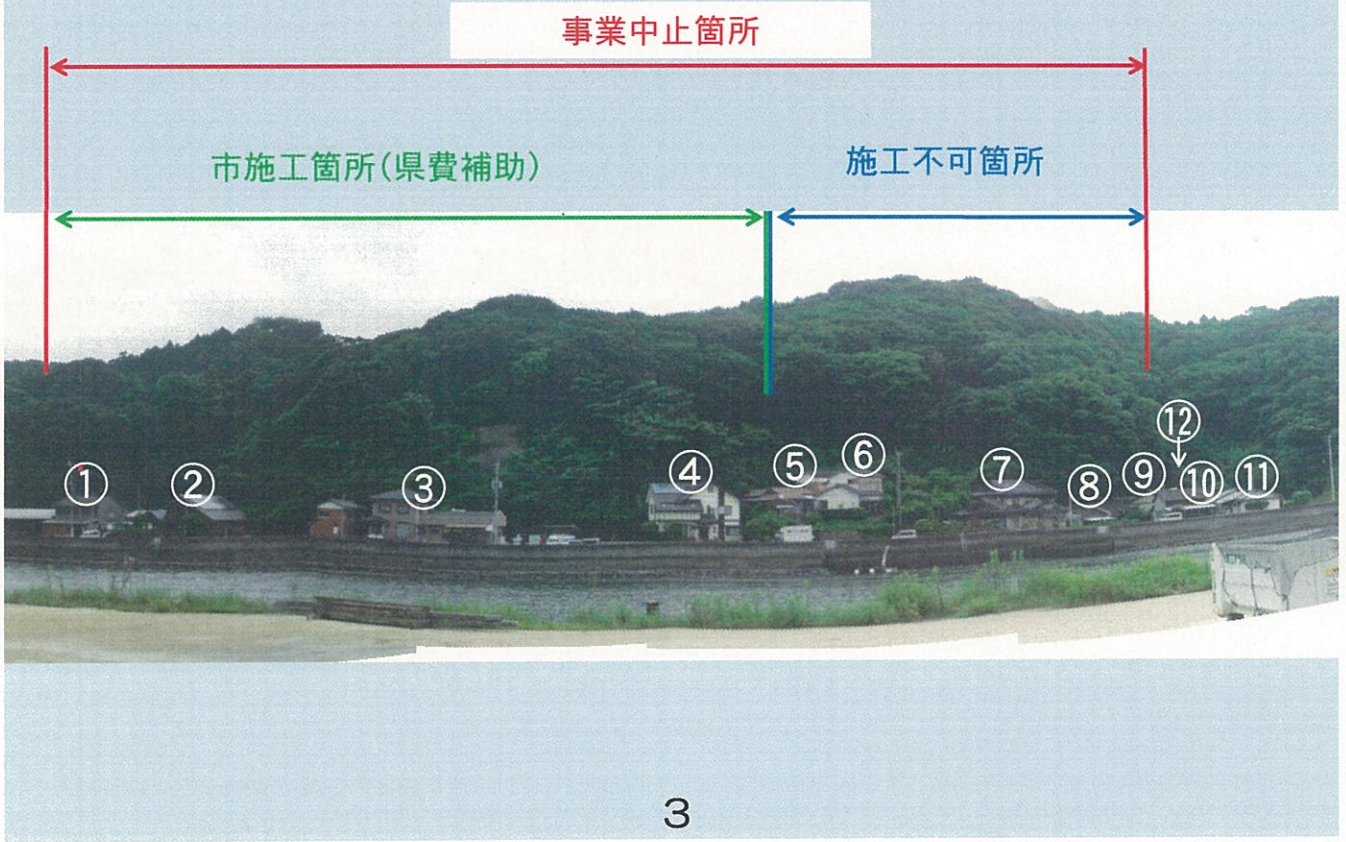
法面工 A=6,000㎡
現場吹付法砕工 A=5,300㎡
現場打法砕工 A= 700㎡
擁壁工 L=70m

保全人家 12戸

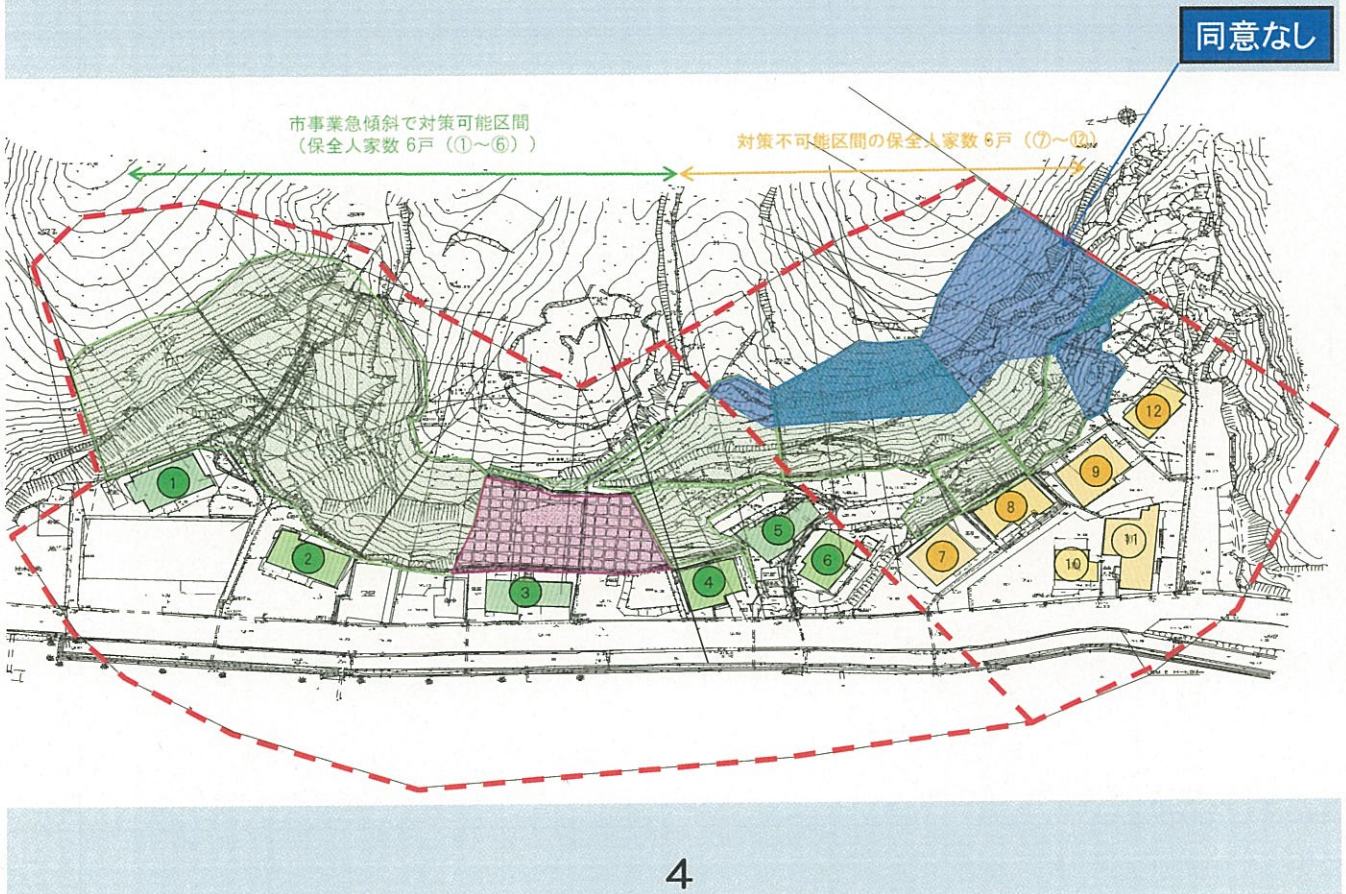


2

事業概要図



詳細説明 (1)



詳細説明 (2)

様式4-2

同 意 書

〇〇市(町)[村] 地区急傾斜地崩壊危険箇所における、崩壊対策工事に関する準備調査要望に当たり、下記の項目について異議なく同意いたします。
また、調査に対しては全面的に誠意を持って協力いたします。

記

(準備調査に関する事項)

1. 現地調査に係る土地の立ち入りに関すること。
2. 測量作業に係る土地の立ち入り及び樹木の伐採に関すること。
3. 用地境界の確定を関係地権者との間で確実に行うこと。
4. 借地人、借家人がある場合は、それらに対する説明を責任を持って土地の所有者が行うこと。

(工事の前提となる事項)

5. 急傾斜地崩壊危険区域及び長崎県災害危険区域として指定され、法律ならびに条例により一定の行為制限が加わること。
6. 対策工法及び施設位置について一任すること。
7. 排水施設の流末位置について一任すること。
8. 工事施工に必要な土地の使用に関し積極的に協力すること。
9. 施設敷きの寄付ならびに登記に関すること。
10. 着工要望時には再度詳細な要望書兼同意書を提出すること。

長崎県知事 中村 法道 様
〇〇市町村長 〇〇 〇〇 様

平成 年 月 日

所有地番	地 目	住 所	電話番号	氏 名	印	備 考

記名欄

記入要領
①地区名、年月日を必ず記入する。
②同意者は、原則として登記簿上の権利者とする。
(相続が発生している場合は少なくとも代表相続人の同意とし、備考欄に"代表相続人"と明記)
(売買契約終了後登記前の場合は、登記簿上の権利者に加え現所有者の同意とし、備考欄にそれぞれ明記)
③記入はすべて同意者本人の直筆とする。

同意条件



詳細説明 (3)

様式4-2

同 意 書

〇〇市(町)[村] 地区急傾斜地崩壊危険箇所における、崩壊対策工事に関する準備調査要望に当たり、下記の項目について異議なく同意いたします。
また、調査に対しては全面的に誠意を持って協力いたします。

記

(準備調査に関する事項)

1. 現地調査に係る土地の立ち入りに関すること。
2. 測量作業に係る土地の立ち入り及び樹木の伐採に関すること。
3. 用地境界の確定を関係地権者との間で確実に行うこと。
4. 借地人、借家人がある場合は、それらに対する説明を責任を持って土地の所有者が行うこと。

(工事の前提となる事項)

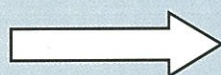
5. 急傾斜地崩壊危険区域及び長崎県災害危険区域として指定され、法律ならびに条例により一定の行為制限が加わること。
6. 対策工法及び施設位置について一任すること。
7. 排水施設の流末位置について一任すること。
8. 工事施工に必要な土地の使用に関し積極的に協力すること。
9. 施設敷きの寄付ならびに登記に関すること。
10. 着工要望時には再度詳細な要望書兼同意書を提出すること。

今後の予定

地元からの対策工事要望は根強くあるため、事業の同意が得られている区間については、市事業急傾斜工事において施工予定。

(未同意の区域についても同意が得られれば、市事業で対応する予定である。)

対応方針
(原案)



事業中止